

久喜市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

久喜市建築基準法施行細則（平成２２年久喜市規則第１９６号）の一部を次のように改正する。

第３条中第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- ４ 平成２０年国土交通省告示第２８２号第２の規定により、法第１２条第１項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成２８年国土交通省告示第７２３号別表第１（１）から（５）までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。

第４条第１項第２号中「排煙機」を「可動防煙壁又は排煙機」に改める。

附 則

この規則は、令和７年７月１日から施行する。